

2023年9月

お客様各位

豊橋商工信用組合

## インボイス制度に向けた当組合の対応について

2023年(令和5年)10月1日よりインボイス制度(適格請求書等保存方式)が開始されます。

豊橋商工信用組合は適格請求書発行事業者としての登録を受けておりますので、お客さまが当組合に対して各種手数料をお支払い頂いた場合、お客さまは各種手数料に含まれる消費税につき、当組合が交付する適格請求書(インボイス)に基づいて消費税の仕入税額控除を受けることができます。(具体的な要件等につきましては、顧問税理士等にご相談ください。)

当組合では10月1日以降のインボイス制度への対応方法を以下のとおりとさせて頂きますので、ご通知いたします。

**豊橋商工信用組合の適格請求書発行事業者登録番号**

**T5180305002603**

記

### 1. 営業店窓口等でお支払い頂く各種手数料について

- (1) 営業店窓口等で各種手数料をお支払い頂いた場合、インボイスの要件を満たした「領収書」を発行致します。
- (2) 営業店窓口にて備付けの振込依頼書をご利用頂いた場合は各種伝票に複写式となっている受取書をインボイスとしてご利用頂けます。

なお、お客様が現行の振込伝票等の用紙をお手元にお持ちの場合は、インボイス制度開始以降は窓口備付の新しい伝票をご利用頂けますようお願い申し上げます。

## 2. 当組合の ATM お取引について

当組合の ATM から出力される「ご利用明細」等については、発生する手数料は原則として3万円未満となりますので、インボイスの交付が不要な「3万円未満の自動販売機、自動サービス機におけるお取引」に該当し、お客様が仕入税額控除に必要な事項を記載した帳簿を保存することで、控除を受けることが可能となります。従いまして、当組合の ATM から出力される「ご利用明細」等についてはインボイス制度に対応する様式は改定しませんので、ご了承ください。

## 3. 自動振替でお支払頂いている各種手数料について

預金口座より自動振替の方法でお支払い頂いている各種手数料につきましては、インボイスの要件を満たす「通知書」を現在準備中です。

詳しくは、後日、ホームページにて掲載致します。

インボイス制度への対応に関してご不明な点等がございましたら、お取引店の窓口までお問合せください。

以上